

## 農業委員会はこんな活動をしています

農業委員は、総会で農地の権利移動の許可や転用許可への意見の決定、農地等の利用の最適化に関する指針の作成、施策に関する関係行政機関への意見の決定などを行います。

このほか、農地の権利移動、遊休農地や転用の現地確認を行います。農地利用最適化推進委員と連携して農地パトロールや集落の座談会に出席します。

農地利用最適化推進委員は、担当地区の「農地等の利用の最適化」(担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)をはじめ、主に現場での活動を行います。

このほか、農業委員と連携して、農地の権利移動、遊休農地や転用の現地確認、農地パトロールや集落の座談会に出席します。

↓ 定例総会の様子



↓ 遊休農地調査の様子



月4回金曜日発行  
月額税込み700円  
(年8,400円)

購読申し込みは、(一社)滋賀県農業会議 ☎077-523-2439

農業者年金に加入しませんか  
農業者年金で安心・豊かな老後を  
詳しくは、

農業者年金基金専門相談員

☎03-3502-3199

農業委員会事務局

☎077-528-2680



### 編集後記

第二十五期大津市農業委員会が発足しました。「みどりのこだま編集部」も新たな体制でスタートです。みなさんに委員のこと、農業にまつわる情報をわかりやすくお届けしていきたいと思えます。

(I・M)

### みどりのこだま編集部

委員長 安井 善次

委員 村田 省三

石津 正嗣

音野 茂

読者の皆様のご感想を

お聞かせください。